使用承認申請書

関原発 第517号 2020年 2月 6日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号 関 西 電 力 株 式 会 社 取 締 役 社 長 岩 根 茂 樹

原子力発電工作物の保安に関する命令第18条第3号の規定により次のとおり使用の承認を受けたいので申請します。

ので中請しより。	
使用しようとする 原子力発電工作物に係る 事業場の名称及び所在地	名 称 美 浜 発 電 所 所在地 福井県三方郡美浜町丹生
使用しようとする原子力 発電工作物の概要	美浜発電所第3号機 原子力設備 廃棄設備 気体、液体又は固体廃棄物処理設備 固体状の放射性廃棄物の運搬用容器 旧炉内構造物運搬用容器 工事計画の届出年月日 平成28年10月7日
使用開始予定年月日 及 び 使 用 期 間	使用開始の予定年月日:2020年3月9日 使用期間 自:2020年3月9日 至:平成28年10月7日付け関原発第278号をもって届け出た 原子力発電工作物に対する、電気事業法第49条第1項に定め られる使用前検査の合格日
使 用 の 方 法	美浜発電所第3号機の炉内構造物取替工事に伴い発生する旧炉内構造物を運搬、保管するため、旧炉内構造物運搬用容器を使用する必要があり、一部工事が完了した旧炉内構造物運搬用容器を平成28年10月7日付け関原発第278号をもって届け出た原子力発電工作物に対する、電気事業法第49条第1項に定められる使用前検査の合格日まで使用する。 なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき使用する。
実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 (昭和53年通商産業省令第77号)第22条第1項の規定による申請書の提出をした場合はその年月日	2020年 2月 6日

添付書類目次

添付資料-1:使用又は試験使用を必要とする理由を記載した書類

使用又は試験使用を必要とする理由を記載した書類

使用を必要とする理由

美浜発電所第3号機の炉内構造物取替工事に伴い発生する旧炉内構造物を運搬、保管するため、旧炉内構造物運搬用容器を使用する必要があり、一部工事が完了した旧炉内構造物運搬用容器を平成28年10月7日付け関原発第278号をもって届け出た原子力発電工作物に対する、電気事業法第49条第1項に定められる使用前検査の合格日まで使用する。